

令和 7 年度

国民健康保険税のご案内

国民健康保険(国保)の役割は、みなさんが病気やケガをされたとき安心して医療が受けられるように、日ごろからお金を出し合い、助け合う制度です。

あなたにかかる医療費は、みなさんが納める国保税、病院へかかったとき窓口で支払う一部負担金、国の負担金などでまかなわれています。医療費が増えると国保税も増えることになります。適切な受診と、国保税の期限内の納付をお願いします。

国保税の納税義務者は世帯主

国民健康保険税の納税義務者は世帯主になります。世帯主の方が職場の健康保険などに加入している場合や、後期高齢者医療の対象者である場合も、「擬制世帯主」として世帯主宛に納税通知書をお送りします。

◎ 国保税(年額)の計算方法

	課税対象	医 療 分 (0 歳～74 歳の方)	後期高齢者支援分 (0 歳～74 歳の方)	介 護 分 (40 歳～64 歳の方)
①所得割額	令和 6 年中の 総所得金額等 ー 43 万	6. 5%	2. 3%	2. 4%
②均等割額	被保険者 1 人あたり	23,400 円	8,800 円	10,300 円
③平等割額	1 世帯あたり	24,400 円	7,900 円	7,700 円
課税限度額		66 万円	26 万円	17 万円

・ 1 年間の国保税額は①～③の合計金額です。

- ・ 年度途中で世帯の被保険者に異動があった場合は、税額を月割りで計算し直します。
- ・ 年度中に 75 歳になられる方は、誕生月以降の国保税をあらかじめ差し引いて計算します。
- ・ 年度中に 65 歳になられる方は、誕生月以降の介護分の国保税をあらかじめ差し引いて計算します。
- ・ 年度中に 40 歳になられる方は、誕生月以降にあらためて介護分を含めて計算し直します。
- ・ 未就学児は、均等割額の 5 割を軽減します。
- ・ 擬制世帯主の分は税額の計算に含めません。

◎ 国保税の納付について(納付と方法)

普通徴収	納 付 書	6 月～3 月 (10 期)	納付書は年 2 回に分けて発送します。 6 月発送(6 月～10 月分)・11 月発送(11 月～3 月分) ※コンビニエンスストアで納付が可能です(スマホ決済 PayPay にも対応)。また、納付は納め忘れのない「口座振替」を推奨しています。
	口座振替	6 月～3 月 (10 期)	各期の納期限の日に自動振替になります。
特別徴収 (年金天引)	仮 徴 収	4, 6, 8 月	前年度、すでに特別徴収されていた方が対象です。 前年度の 2 月に徴収された国保税額と同額になります。
	本 徴 収	10, 12, 2 月	年税額から仮徴収を差引いた額が 3 回に分けて徴収されます。

※特別徴収は、以下の条件をすべて満たしている方が対象となります。

- ・ 世帯主が国民健康保険の被保険者となっている。
- ・ 世帯内の国民健康保険加入者が全員 65 歳以上 75 歳未満である。
- ・ 世帯主の年金年額が 18 万円以上である。
- ・ 世帯主の「介護保険料」と「国民健康保険税額」の合計額が、特別徴収の対象となっている年金年額の 2 分の 1 を超えない方。

世帯主が年度内に
75 歳になられる場合を
除きます。

※特別徴収の方でも、希望により通常(普通徴収)の口座振替にすることができます。

◎ 国民健康保険税の軽減、減免について

①前年の所得が一定額以下になる世帯の軽減(申請は不要)

前年の所得が一定額以下になる世帯に対して税額の負担を軽くする制度です。世帯所得と国保加入者数に応じて、「均等割額」と「平等割額」が軽減の対象となります。基準は以下のとおりです。

軽減対象所得：世帯主(擬制世帯主を含む)と国保加入者の前年の総所得金額等		
軽 減 割 合	7 割軽減	43 万円＋【(給与所得者等の数-1) ×10 万円】以下の世帯
	5 割軽減	43 万円＋【(給与所得者等の数-1) ×10 万円】＋(30.5 万円×国保加入者数)以下の世帯
	2 割軽減	43 万円＋【(給与所得者等の数-1) ×10 万円】＋(56 万円×国保加入者数)以下の世帯

※軽減の判定は4月1日現在(年度途中の加入世帯はその加入日)の状況で判断します。ただし、年度途中で世帯主が変更になった場合はその時点で判定をやり直します。

※【(給与所得者等の数-1) ×10 万円】については、世帯内の給与所得者等の数が2人以上の場合のみ適用となります。

給与所得者等とは被保険者のうち一定の給与所得者(給与収入が55万円を超える方)と、公的年金等の支給を受ける者(公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方)をいいます。

※専従者給与は支払前の所得(専従者給与をもらっている人はもらう前の所得)で、土地などの譲渡所得は特別控除前の所得で判定します。

※未就学児は7.5.2割軽減後の額をさらに5割軽減します。

②非自発的失業者に係る国保税の軽減(『雇用保険受給資格者証』を提示し申請が必要)

特定受給資格者や特定理由離職者として雇用保険の失業等給付を受けている方を対象に国保税が軽減される制度です。前年の給与所得をその30/100とみなす措置を離職の翌日から翌年度末まで(最長2年間)の期間行います。

※離職日時時点で65歳以上の方は、対象になりません。

③産前産後期間に係る国保税の軽減(申請書と母子手帳の写し、届出人の本人確認ができるものが必要)

出産される被保険者の所得割と均等割が産前産後の一定期間軽減されます。

④国保税の減免制度(申請が必要 詳しい内容についてはご相談ください。)

災害、疾病、失業、事業不振、財産の損害などにより急激に収入が減り国保税を納めることが困難な場合に減免する制度です。

⑤後期高齢者医療制度に伴う国保税の軽減措置(世帯構成が変わると軽減が外れる場合があります。)

75歳以上の方は、後期高齢者医療制度に移行します。それに伴い、同世帯に属する国保の被保険者の国保税が急激に増えることがないように以下のような軽減措置があります。

A) 所得の低い方に対する軽減(改正により5年間という期限が廃止されました。)

今まで軽減を受けている世帯で、国保から後期高齢者医療制度に移行した後期高齢者(旧国保被保険者)の所得及び人数も含めて軽減判定を行い、移行前と同様の国保税の軽減措置を受けられます。

B) 平等割で賦課される国保税の軽減

国保から後期高齢者医療制度に移行することにより、国保の被保険者が一人の世帯となる場合には、医療給付費分及び後期高齢者支援金分に係る平等割額を5年間半額にし、さらにその後3年間平等割額を4分の1軽減します。

C) 被扶養者だった方の軽減(申請が必要)

会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することによって、被用者保険の被扶養者から国保の被保険者となった65歳以上の方(旧被扶養者)は、国保税のうち所得割額が免除されます。また最長2年間は、均等割額が減額制度による軽減額と合わせて半額になるよう減額され、旧被扶養者のみの世帯については、平等割額も軽減額と合わせて半額になるよう減額されます。

伊那市 税務課 市民税係
電話 78-4111 (内線 2235~2239)